

2010年2月4日

社団法人 日本書籍出版協会  
理事長 小峰紀雄 様

社団法人 日本文藝家協会  
理事長 坂上 弘

## 「出版契約」にあたってのご配慮について（お願い）

拝啓 立春の候、貴協会各位におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会と当協会会員、準会員、著作権管理委託者にご支援を賜り、有難く厚くお礼申し上げます。お蔭様にて当協会もさまざまな問題に直面しながらも順調に著作権管理業務を続けさせていただいております。

さて、世界の技術革新の進歩にはすさまじいものがあり、私どもを取り巻く書籍と出版の環境も急激な変化を遂げつつあるのはご承知の通りでございます。今や書籍のデジタル化とその利用は出版業界の最重要の課題となり、そのデジタル化データを無断使用したことによる「グーグル問題」に代表される諸問題も次々と発生しております。関連して日本独自の書籍検索システムの立ち上げに向けて検討を始めました「日本書籍検索制度提言協議会」には貴協会も参画され共にご検討いただいていることに敬意を表します。また電子書籍の時代を眼前にして、出版 21 社が「電子書籍出版社協会」を設立申請中であることも承知しております。

当協会では、著作物が広く読者のために提供される機会が得られるならば新しい技術が開発されることはむしろ歓迎するところでございますが、そのためにはまず著作権者の権利が擁護されなければならないと考えております。

貴協会におかれましては、こうした技術革新に伴う出版状況の変化や新しい商習慣の誕生に対してさまざまな対応策を講じておられることと思っておりますが、その場合、特にお願い申し上げたいのは、著作権者への配慮を常にお考えいただきたいということでございます。貴協会がこれまでも著作権者へのご配慮をご考慮されてきたことに感謝申し上げますが、新たな諸問題への対応に当たりまして、変わらぬご支援をお願い申し上げます。

具体的には、貴協会の「出版契約書」モデルを、新しい時代に合わせた、より著作権者の立場を配慮した契約書モデルとして考案していただきたいと存じます。

当協会には、日本の出版界では絶版の定義があいまいなために著作権者が新たな出版の機会を逸するケースや、近年増加しつつある実売部数による支払い部数のカウントが不明確であるケース、電子出版になった途端に著作物使用料が激減して著作権者が経済的困窮

に陥ったケース、一契約で他の媒体での使用までも全部認めさせようという一括契約の危険性、などの相談が著作権者から相次いでおります。これは従来からの出版契約の不備によるものではないかと考えております。

もちろん貴協会が作成されました契約書モデルはモデルに過ぎず、個々の出版社と個々の著作権者の間で締結されるのが契約書であることは承知しておりますが、著作権者の立場が弱い場合も少なくなく、貴協会で作られる契約書モデルに著作権者の権利が明確に示されておれば、個別の出版社の契約書作成に当たって著作権者の権利により配慮したものが著作権者に提供されるのではないかと考えます。

出版社と著作権者の間に齟齬が生じることはお互いに経済的な損失にもつながり、相互の不信頼につながると思います。貴協会におかれまして、新しい時代に即した、著作権者の権利にも配慮していただいた「出版契約書」モデルや付随の要約説明書モデルについてご検討の上、出版社・著作権者双方にご提示いただければトラブルを回避し、著作権者と出版社間の信頼関係を増し、出版業界の発展に有効であると当協会では考えております。

貴協会と当協会とで検討会のような場を持っていただければ幸甚でございます。なにとぞよろしくご検討の程お願い申し上げます。

敬具